



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg, 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

最近のロシア関連の米国の制裁と日本企業

1. はじめに
2. 制裁の枠組み
3. OFAC 規制の日本企業への適用の可能性
4. 取引を中止する場合の法的問題
5. 最後に

弁護士 宮澤 旭磨

1. はじめに

今日、ロシアに関係する企業や個人に対して米国が加える制裁の厳しさが増してきています。ロシア関係のビジネスを行う日本の企業にとって、米国によるロシア制裁は無関係ではありません。本稿では、米国による制裁の枠組みを紹介した上で、ロシア関係のビジネスを行う日本の企業が置かれている状況を説明します。

2. 制裁の枠組み

(1) 制裁の概要

米国の外国に対する経済制裁は、OFAC (Treasury's Office of Foreign Assets Control、財務省外国資産管理室) によって行われていることから、OFAC 規制とも呼ばれています。OFAC 規制は、米国の外交政策や安全保障に反する者を制裁対象とし、制裁対象にとって利益になる経済活動を制限することを手段とします¹。

¹OFAC 規制の対象となる行為であっても一般ライセンスで認められている場合や、特別にライセンスを受けている行為については例外的に行うことが認められます。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

OFAC 規制の対象には、大きく分けて、①テロ等の反社会的行為をする組織・個人と、②制裁国の経済活動に主たる貢献をする金融・インフラ等の基幹産業を支える企業があり、ロシア制裁との関係では主として②が問題となります。

すなわち、②の企業については、従前は問題なく取引を行ってきた日本企業であっても、ロシア制裁に伴って急遽 OFAC 規制の対象となる場合もあるため、その場合には、直接・間接に日本企業の事業活動を制限する結果にもなりうるのです。

以下では、一次制裁および二次制裁と呼ばれる OFAC 規制の枠組みを紹介します。また、最近のロシア制裁プログラムとの関係で²それぞれどのような広がりを見せているのかを紹介します³(下記“図表”(3頁)参照)。

(2)一次制裁

一次制裁は、**米国との関連性を有する者**が一定の取引を行う場合に適用される規制です。具体的には、米国籍を有する者、米国永住権を有する者、米国に所在する者、米国内の事業体などに適用されます。規制に違反した場合には、民事制裁金や、100 万ドル以下の罰金等(個人については罰金、20 年以下の拘禁のいずれかまたは両方)が科せられます。

ウクライナ情勢の悪化に伴い、ロシア関連の取引を制限する複数の新たな規制が追加されています。2022 年 2 月以降、燃料の輸入、魚介等の輸入、贅沢品の輸出、ドル紙幣の供給、新規の投資、会計や信託などのサービスの提供などが規制されるようになりました。

また、SDN リスト(下記(3)で詳述)に掲載された者との取引行為も規制されています。

(3)二次制裁

二次制裁は、**米国の管轄権に属しない個人・団体をも対象とする規制で、その対象は極めて広範**です。

二次制裁のうち最も包括的な規制は、SDN リスト(=OFAC によって管理運営される制裁対象者リスト)への掲載です⁴。米国の外交政策や安全保障に反する行為に関係する個人・団体として複数の類型が定められており、その類型に該当するうちの OFAC が特定した者が SDN リストに掲載されます。SDN リストへ掲載されると、米国内の財産が凍結され、(2)の通り米国人等が SDN リストに掲載された者と取引をすると一次制裁の対象となります。そして、SDN リストに掲載された者と取引を行った者も更に SDN リストに追加されるおそれがあります。これらにより、米国内外の企業が SDN リストに掲載された企業等と取引を行うことを控えるようになります⁴。二次制裁はこのようにして米国の司法権が及ばない対象についても、間接的に制裁を科します。

² OFAC 規制は様々なプログラムに従って行われています。本稿で紹介しているのは、Russian Harmful Foreign Activities Sanctions と呼ばれる制裁プログラムです。制裁プログラムは以下の Web ページで参照できます。(<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/sanctions-programs-and-country-information>)

³ このロシア制裁プログラムに関する各種規定は以下の Web ページで参照できます。(<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/sanctions-programs-and-country-information/russian-harmful-foreign-activities-sanctions>)

⁴ 他の種類のリストもあります。最近のロシア制裁プログラムでは、資産凍結には至らない特定の取引が禁止されるリスト(メニューベースの非 SDN リスト)、米国金融機関に外国金融機関のための一部の口座の開設・維持を禁止するリスト(CAPTA リスト)が活用されています。

⁴ 日本企業でも SDN リストに掲載された企業等との取引を行わない旨を明言している企業は数多く見られます。

最近のロシア制裁プログラムでも、ロシア関連の個人・団体を SDN リストに掲載するための規定が設けられています。そして、この規定に基づく SDN リストへの追加が多数行われています。

図表

	一次制裁	二次制裁
規制対象	アメリカ国民、永住者 アメリカ国内に所在する者 アメリカ企業 外国企業のアメリカ国内の支店	国籍や場所を問わない (下欄等一定の類型のうち指定された者)
規制行為の例	・原油、石油燃料、石油、これらの蒸留物、液化天然ガス、石炭、石炭製品の輸入 ・魚介製品、アルコール飲料、非工業用ダイヤモンドの輸入 ・贅沢品の輸出、再輸出、販売、供給 ・ドル紙幣の輸出、再輸出、販売、供給 ・会計、信託、会社設立、コンサルティング等のサービスの提供 ・エネルギー分野への新規投資 ・SDNリスト掲載者の資産凍結に反する行為(譲渡、輸出、回収その他の取引)	・ロシアの技術部門、防衛部門、原料部門その他の財務省が特定の分野において活動した者 ・サイバー犯罪に関与した者 ・米国や外国の選挙妨害に関与した者 ・SDNリストに掲載された者に対して経済的、物的、技術的支援を行い又は物資やサービスの提供を行った者
制裁	・民事制裁金 ・刑事罰 一法人：100万ドル以下の罰金 一個人：100万ドル以下の罰金若しくは20年以下の罰金又はその両方	SDNリストへの掲載 ・資産の凍結 ・他社が対象との取引を控える効果

3. OFAC 規制の日本企業への適用の可能性

一次制裁は、米国内に所在する日本企業の支店などにも適用があります。例えば、日本企業の支店が米国に置かれている場合にはロシア企業との支店を通じた取引が規制の対象になってしまう可能性があります⁵。

⁵ 過去には日本企業による OFAC 規制への違反が問題になった事例があります (https://home.treasury.gov/system/files/126/20121212_btmu.pdf)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

二次制裁については、前述の通り非米国企業を対象とすることを想定されています。そして、日本企業が SDN リストに掲載された対象と取引を行った場合には、その日本企業も SDN リストに追加されるおそれがあります。

4. 取引を中止する場合の法的問題

(1) 想定される問題

このような規制への対処として、ロシア関係のビジネスを行っている日本企業は、その取引を中止したいと考えるかもしれません。それでは、これまでに述べたような OFAC 規制を理由にロシア関係のビジネスを一時的に中止することに問題はないのでしょうか。

以下では、契約責任、ロシアから撤退する際に問題になる OFAC 規制、ロシアの対抗措置について説明をします。

(2) 契約責任

取引先であるロシア企業には債務不履行が生じていないにもかかわらず、日本企業側が、OFAC 規制への抵触を理由に契約上定められた債務を履行しない場合には、契約に従った債務の履行請求や損害賠償請求などの契約責任を追及される可能性があります、問題となります。

そこで、条約・法律や契約条項の中の条項によって契約責任を免れることができないかを考えることになります⁶。どの国の法律が準拠法となっているのかが重要になりますし、条約・法律については契約上適用を排除している場合があることなどにも注意が必要です。

この問題を難しいものにしてしているのは、OFAC 規制の規定がコモン・ロー(判例法主義)に由来することからくる、制裁基準の抽象性です。日本企業について言えば、当該企業に OFAC 規制が及ぶか否かは、①日本企業への域外適用の有無、②適用される場合の制裁要件該当性の両方が問題となりますが、これらの規定は要件が必ずしも明確ではなく、制裁規定の適用の有無、条件について解釈にグレーゾーンな点が残ることから、実際に規制を受けるかどうかの確認が専門家ですら持てない事案もあります。

これに対し、ロシア法はシビル・ロー(制定法主義)に由来し、条文上の根拠に厳格に従う解釈がなされることが多いため、その法文化に慣れたロシア企業からみれば、明確な法文上の確認がない潜在的な制裁リスクに基づき、取引を一時的に中断されることを看過し難いと考えられる場合が多いのです。

(3) 撤退をする際の OFAC 規制との抵触

ロシアで行っている事業を撤退しようとする場合、事業用の資産をロシア国内で処分することになります。しかし、ロシアの国内への販売が禁止されている資産を処分しようとしていたり、SDN リストに掲載された企業等への財産の処分をしようとしていたりする場合には、OFAC 規制に抵触するおそれがあります。

(4) ロシアの対抗措置

ロシアでは、これまでも米国や EU の制裁に対して対抗措置を講じてきました。最近も、ロシアでは非友好国の一部の企業に対する禁輸や金融制裁を行うことを内容とする命令が発令されています。日本は米国や EU と足並みをそろえロシアに対する経済制裁を行っていることから、ロシアから非友好国として指定されています。今後、日本企業がロシアから制裁対象として指定される可能性は否定できません。

⁶ 不可抗力条項(CISG79 条等)、反対当事者の信用不安を理由とする履行拒絶条項(CISG71 条等)、解除条項等が考えられます。なお、契約で「戦争」を不可抗力事由として定めておくことがありますが、ウクライナを戦地とする戦争などが日ロ企業間の契約における不可抗力事由の「戦争」に該当すると認められることは困難であると考えられます。

そして、現時点において既に、非友好国の企業がロシアから事業を撤退したり縮小したりする場合など一定の基準に該当する場合にロシア側が当該企業を管理するという内容の法案や、ロシアに対する経済制裁に協力した企業の経営者に対して刑事罰を科す法改正が検討されています。

5. 最後に

日本企業の取引が OFAC 規制に反しないか確認するためには、もちろん、法律、規則、大統領令など法令、規定の追加や SDN リストの更新などを通じて拡大しつつある制裁の内容を正確に追跡していく必要があります⁷。

しかし、上記のとおり、ロシア関係のビジネスを継続することには法的なリスクがあり得る一方で、撤退することにも法的なリスクがあり得ます。さらに、OFAC 規制が、抽象的な規定ぶりになっていることが、4.(2)で説明した点に加えて、経営判断を行う上でも、この問題を一層難しいものにしていきます。このように、ロシア関係のビジネスを行う日本企業は、進むことも戻ることもできない難しい立場に立たされていると言えます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁷ OFAC に個別にお問い合わせをすることもできます。もっとも、問い合わせをすることにより当局にマイナスの印象を与えることになることを心配する企業もあります。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。